

遼寧省における人材に関する優遇政策

政府公表資料によりジェトロ大連事務所が作成
2012年4月

対象	1 高技術人材	2 高技術人材	3 高技術人材
政策名	「遼寧省「十百千先端人材導入工程」の実施方法」	「遼寧省導入海外研究開発チーム業務実施方法」	「旧工業基地の振興における人的業務の更なる強化に関する諸政策規定」
主管部門	申請機構 雇用企業所在地市政府の人的資源と社会保障機関 その他主管部門 遼寧省人的資源と社会保障庁 辽宁省科技厅 遼寧省財政庁	申請機構 企業所在地市の人的資源と社会保障機関 その他主管部門 遼寧省人的資源と社会保障庁 遼寧省財政庁	申請機構 企業所在地の市の人的資源と社会保障部門 その他主管部門 遼寧省人的資源と社会保障庁 遼寧省外国専門家局 遼寧省財政庁
政策の主要内容及び要旨	導入対象 条件を満たす国内外のハイレベル人材、又は遼寧に1年以内定住した国内外のハイレベル創業創出人材。 支援及びその待遇 (一) 「十」レベルの人材に対して、一括して500万元の開始資金、50万元の引越手当て、5000元の月間手当て、及び150㎡を下回らない住宅を与える。 (二) 「百」レベルの人材に対して一括して100万元の開始資金、100万元の貸付担保、100㎡を下回らない勤務場所及び100㎡を下回らないアパートを与え、かつ3年以内で家賃を免除する。 (三) 「千」レベルの人材に対して実施する項目に対して、一括して20万元の開始資金を与える。 (四) 導入人材が毎月獲得した手当て、補助金は国家の規定に適合する場合、個人所得税免除という政策上の優遇を与えることができる。 (五) 導入人材の科技成果、知的所有権及び専門技術はすべて持株として省内の関連企業に参入することができる。知力投入は雇用会社に経済的利益を増加する場合、3年以内で新規増加利益の10%～30%で奨励を与える又は一括して多額の奨励することができる。 (六) 導入人材がハイテク成果をもって遼寧で起業する場合、ハイテク企業の優遇政策を享受し、海外資本で遼寧で設立する独資、合資企業は外資系企業として登記する。	定義及び条件 海外研究開発チームとは企業が新製品、新技術、新工程の研究開発を目的として海外（国境外）から招聘した専門家チームのことを指す。海外研究開発チームを導入するに当たり、政府が主導し、企業が主となる原則に従い、研究開発チームのメンバーは通常3人を下回らないものとする。 海外研究開発チームの基本条件：国際で比較的厚い声望を持っている科学者、有名な専門家、学者である。海外の有名な企業で高級マネージャー又は技術職を担当している専門技術人材である。海外の大学・科研機関などの教育科研分野での学術リーダーであり、海外の重大な科技専門、工程建設では重要な役割を發揮したことがある高級専門技術人材である。特別な専門知識又は技能を持ち、国内で至急必要としている人材である。 支援政策 省人的資源社会保障庁は省政府に許可された項目のリストにより、特定資金の配分計画を提出し、省財政庁の審査を得た後項目ごとに初回目支援資金の50%を配付する。各市は項目会社を支援するために、関連特定資金を配付する。	(一) 多種多様の方式で博士研究員を招聘し、博士研究員の任期内の科研及び日常経費は全額原価として計上できる。本省で勤務する博士研究員に対して、雇用会社又は地元の財政から1人当たり毎年一定の家賃補助金を与える。 (二) 科技創出能力が強く、独自知的所有権を持つ科技人材に重点をおいて支援し、科研経費を提供する。帰国留学生が国家科技項目の経費支援を得た場合、省、市の財政部門が国家の関連規定によって一定の補助資金を合わせて与える。 (三) 専門技術人材と管理人材が多種多様の方式で創出して創業することを奨励する。省内の人材、機関が省外、海外（国境外）の人材や機関と提携して研究開発基地を設立することを支援する。 (四) 本省で至急必要とし、また経済の発展に顕著な貢献をした外国専門家に対して永久居留資格を与える。科研に従事する又は遼寧のためにハイテク項目を導入した外国人が、業務上の必要で国内外を頻繁に往復する場合、数次有効の査証を与える。企業事業機関が外国人専門家を招聘することを奨励し、国家と省の外国専門家招聘項目計画に属する場合、往復の国際航空券と一定の生活手当てを与えることができる。
適用対象	内資・外資企業は本政策が適用される。	国内企業、及び中国側の持分が51%又は51%を超えた中外合資企業に適用する。	内資・外資企業は本政策が適用される。

遼寧省における人材に関する優遇政策

政府公表資料によりジェトロ大連事務所が作成
2012年4月

4 高技術人材	5 高技術人材
「遼寧省人事庁が旧工業基地の振興にサービスする諸政策と措置」	「遼寧省人民政府のソフトウェア人材に関する諸規定」
<p>申請機構 企業所在地市の人的資源と社会保障部門 その他主管部門 遼寧省人的資源と社会保障庁</p>	<p>申請機構 企業所在地市の人的資源及び社会保障部門 その他主管部門 遼寧省人的資源社会保障庁</p>
<p>(一) 旧工業基地の振興のために至急必要とする国内外のハイレベル人材や希少人材を招聘する場合、往復自由の「招聘人材グリーン勤務証」制度を実施し、ケースバイケースで特別扱いとする。</p> <p>(二) 条件を満たすハイレベル至急必要人材と希少人材が企業に就職する場合、直接専門技術職階として認定又は任命できる。留学者が外国で専門技術職階資格を取得した場合、直接人事部門で認定資格を取得できる。</p> <p>(三) 本省で勤務する専門技術者は戸籍、所有制、身分、档案の制限を受けることなく、専門技術資格の評定又は試験を受けることができる。定年後も専門技術仕事に従事する人は職階の評定又は試験を受けることができる。</p> <p>(四) 省の直轄特別ハイレベル人材専門高級専門技術職務を設け、省直轄の各機関が至急必要の国内外ハイレベル人材の招聘に利用し、同機関の専門技術職場の定員に数えず、単独で審査決定する。</p> <p>(五) 工業農業生産現場の専門技術者が教授、研究員級高級技師と高級農芸師に昇格する場合、受賞登記の条件要求を緩和し、ハイテク企業が比較的集中する地区や機関に対し、専門家を集め、又は不定期的に職階評定を行う。多様化した評定方式で農村実用型人材の職階を評定する。</p> <p>(六) 全省各種所有制の企業に開放して企業項目の博士研究員を招聘し、企業で博士研究員の研究に従事する人すべてに経費支援として一万元を与える。</p>	<p>(一) 省政府は高等教育機関連合科学研究所と企業が設立したソフトウェア学院に対し一部資金を手配することで支援し、総合的ソフトウェア人材と実践型ソフトウェア人材の育成を加速させる。</p> <p>(二) 省外国専門家局と省教育庁はレベルの高いソフトウェア研究開発人材とソフトウェア教育者が国外で訓練や教育を受けること、及び海外のソフトウェア専門家を遼寧省に招聘し講義の開設や就職に対し、一定の資金を与える。</p> <p>(三) 博士を取得した者が遼寧省でソフトウェア企業を起業する又はソフトウェア教育に携わる又はソフトウェアの研究開発に携わった場合、一定の博士初期創業費を与える。</p> <p>(四) ソフトウェア人材又は発明・創造物のあるソフトウェア研究員である本人又は配偶者、直系親族がその土地に住民登録する場合、都市増容費を免除する。</p> <p>(五) ハイテクで成果を上げたソフトウェア人材は優先的に政府が提供する支援金を受給することができる。そのうち、科学技術貸付資金、創出資金、リスク投資資金、貸付保証資金を申請する場合は優先的に支援を受けることができる。</p> <p>(六) 団体あるいは個人が所有する特許技術及び非特許技術を対価に株式を得ることを認める。</p> <p>(七) ソフトウェア人材が得た株式収入を企業のソフトウェア研究開発又は生産費に当てた場合、その費用を控除して個人所得税を計算することができる。</p>
<p>内資・外資企業は本政策が適用される。</p>	<p>内資・外資のソフトウェア企業関係者は本政策が適用される。</p>